

写

基発第0331007号

平成16年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長

勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令の施行について

勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第109号。以下「改正政令」という。）が、本日公布され、平成16年4月1日に施行される所です。

近年、産業構造の転換や労働者の意識変化等に伴い労働力の流動化が進んでおり、転職する勤労者が増加するとともに、雇用情勢の悪化により失業期間の長期化が見られる所です。このような状況の下、今般の改正政令は、勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「財形貯蓄契約等」という。）を締結している勤労者が転職等をした場合に、失業期間が1年を超えるときであっても異動先で財形貯蓄契約等を継続することができるようにするために所要の措置を講ずるものです。

改正の具体的内容は下記のとおりであるので、御留意の上、勤労者財産形成促進制度の周知普及等につき引き続き御協力をお願いいたします。

記

第1 改正政令の内容

転職等をした場合に異動先で財形貯蓄契約等を継続するため財形貯蓄契約等の預貯金等の預替えを行うことができる期間の延長等(改正後の勤労者財産形成促進法施行令(昭和46年政令第332号)第14条の25及び第14条の33関係)

勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)においては、財形貯蓄契約等を締結している勤労者が転職等をした場合であって、異動前の財形貯蓄契約等の相手方である財形貯蓄取扱機関に預貯

金等の預入等を行うことができないときは、異動後の財形貯蓄取扱機関に従前の預貯金等を預替えることにより継続して財形貯蓄契約等の預貯金等の預入等を行うことができることとなっている。

この預貯金等の預替えは、勤労者が転職等のために退職等をした日から1年以内限り認められてきたところであるが、転職等をする勤労者が増加するとともに、雇用情勢の悪化により失業期間の長期化が見られる中で、転職等をした場合においてもできるだけ多くの勤労者が財形貯蓄契約等を継続することができるようにするために、勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正し、転職等のために退職等をした日から2年以内であれば財形貯蓄契約等の預貯金等の預替えが行えるようにしたところである。併せて、勤労者が異動後の事業主を構成員とする事務代行団体と勤労者財産形成貯蓄契約に係る払込代行契約を締結することができる期間も同様としたところである。

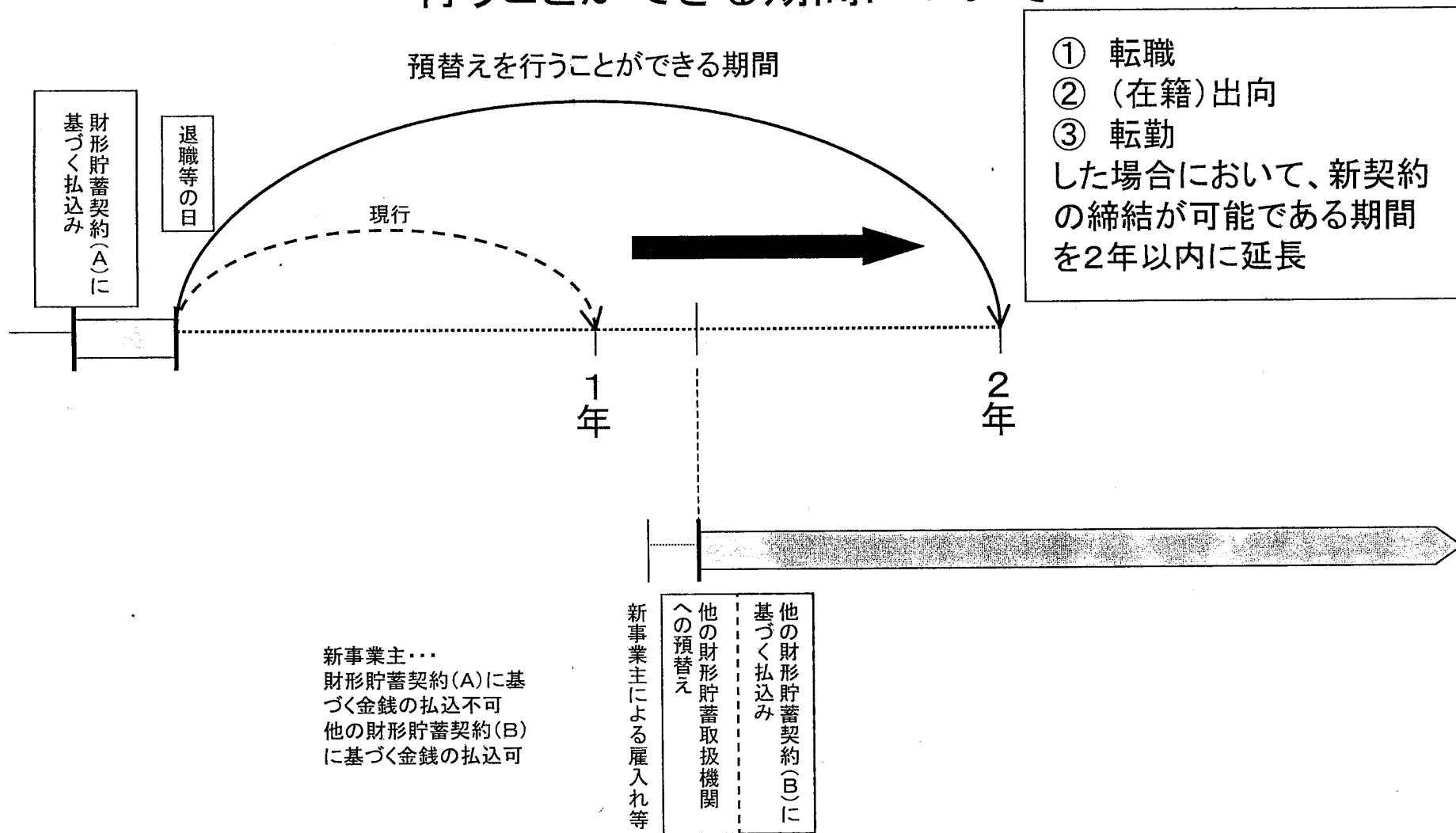
なお、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約については、利子等についての非課税措置が転職等のために退職等をした日から1年以内限り適用されていたが、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）を改正し、1年を超えても2年以内ならば適用されることとされたところである（注）。

（注）勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る利子等についての非課税措置の継続適用については、財産形成非課税（住宅・年金）貯蓄の勤務先異動申告書（財形貯蓄取扱機関の変更を伴わない場合）又は転職者等の財産形成非課税（住宅・年金）貯蓄継続適用申告書（財形貯蓄取扱機関の変更を伴う場合）の提出期限が、転職等のために退職等をした日から1年以内とされていたものを2年以内に改めることとしたところである（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第105号。平成16年3月31日公布、平成16年4月1日施行））。

第2 施行期日等

改正政令は、平成16年4月1日から施行することとし、平成16年4月1日以後に転職等のために退職等をする事となる勤労者について適用することとしたところである。

転職等した場合に財形貯蓄取扱機関に預替えを 行うことができる期間について



財形貯蓄